

岬町農産物特産品化支援事業補助金交付要綱

制定：令和7年 月 日

(総則)

第1条 本町内で栽培される農産物を活用した特産品開発支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、岬町補助金等交付規則（平成5年岬町規則第10号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、農業者の高齢化等による担い手不足や遊休農地が増加している現状を踏まえ、本町内で栽培される農産物を活用し、ふるさと納税謝礼品の拡充、販路開拓などを促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 本町内で農産物を生産する農業者又は農産物の特産品化に意欲のある個人若しくは団体
- (2) 本町が賦課する町税及び町税外収入金の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団等の排除に関する条例（平成24年岬町条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、ふるさと納税謝礼品としての活用や販売を前提とした農産物の作付であって継続性を見込めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 農産物の生産に要する経費
- (2) 農産物等の生産に必要な知識や技能の習得に要する経費
- (3) 農産物の収穫に要する経費
- (4) 農産物の出荷に要する経費
- (5) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、限度額は、20万円とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等(以下「申請者」という。)は、原則として事業開始の30日前までに農産物特産品化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 団体等の概要(様式第2号)
- (2) 農産物特産品化支援事業計画(様式第3号)
- (3) 同意書(様式第4号)
- (4) 誓約書(様式第5号)

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、農産物特産品化支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により申請者(以下、交付決定となった申請者を「補助事業者」といい、補助事業者が実施する事業を「補助事業」という。)に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による審査の結果、相当でないと認めるときは、農産物特産品化支援事業補助金不交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは農産物特産品化支援事業計画変更承認申請書(様式第8号)を、補助事業を中止又は廃止しようとするときは農産物特産品化支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、農産物特産品化支援事業計画変更承認通知書(様式第10号)又は農産物特産品化支援事業中止(廃止)承認通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに農産物特産品化支援事業補助金実績報告書(様式第12号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 農産物特産品化支援事業補助金実績書(様式第13号)
- (2) 事業報告資料(事業成果及び写真等)

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を実施し、補助事業に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、農産物特

産品化支援事業補助金確定通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、農産物特産品化支援事業補助金請求書（様式第15号）により補助金を町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払い）

第12条 町長は、事業執行のために必要があると認めたときは、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、農産物特産品化支援事業補助金概算払請求書（様式第16号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（決定の取消し等）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定全部又はその一部を取り消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 対象事業を中止又は廃止したとき。

(2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他の不正の行為があったとき。

（証拠書類の保存）

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿その他証拠書類を整理するとともに、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

（要綱の失効等）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の返還等の必要が生じた場合の手続きに関する規定については、同日以降もなおその効力を有する。

農産物特産品化支援事業補助金交付申請書

年 月 日

岬町長 様

申請者 住 所
団体等名
代表者名

農産物特産品化支援事業補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業名及び事業区分

2 事業着手及び完了予定 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日

3 補助金交付申請額 金 円

添付書類

- 1 団体等の概要（様式第2号）
- 2 農産物特産品化支援事業計画（様式第3号）
- 3 同意書（様式第4号）
- 4 誓約書（様式第5号）

農産物特産品化支援事業計画

1 事業の背景・目的			
2 栽培する農産物			
3 具体的な実施内容及び将来の見通し			
4 実施のスケジュール			
（1年目 補助事業期間内）			
（2年目以降）			
5 事業の実施で想定される効果			
当該年度の事業費		内補助対象経費	

(事業計画添付書類)

農産物特産品化支援事業予算書

○収入の部

(単位：千円)

区 分	予 算 額	備 考
自己資金		
農産物特産品化支援事業補助金		
計		

○支出の部

(単位：千円)

区 分	予 算 額	備 考
計		

様式第4号（第7条関係）

同 意 書

農産物特産品化支援事業計画の承認申請をするにあたり、農産物特産品化支援事業補助金交付要綱第3条に定める補助対象者の資格要件を確認するため、住民基本台帳及び納税状況など必要な確認を町職員が行うことに同意します。

年 月 日

申請者 住 所

団体等名

氏 名

生年月日

※提出いただいた個人情報、厳重に管理し、本事業以外の目的に使用しません。

※個人のグループの場合は構成員全員の同意書を添付してください。

※以下の記入は不要です。

住民基本台帳の世帯の確認欄		町税の滞納の有無確認欄	
有 ・ 無	(担当確認印)	有 ・ 無	(担当確認印)
国民健康保険料の滞納の有無確認欄		介護保険料の滞納の有無確認欄	
有 ・ 無	(担当確認印)	有 ・ 無	(担当確認印)
後期高齢者医療保険料の滞納の有無確認欄		保育料の滞納の有無確認欄	
有 ・ 無	(担当確認印)	有 ・ 無	(担当確認印)

様式第5号（第7条関係）

誓 約 書

岬町長 様

申請者 住 所

団体等名

代表者名

農産物特産品化支援事業補助金の交付申請にあたり、農産物特産品化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める補助対象者の要件を満たしていることを誓約します。

また、町長が要綱の規定に違反すると認める場合は、農産物特産品化支援事業補助金の交付決定の取り消しに同意するとともに、既に交付を受けた農産物特産品化支援事業補助金を返還することを誓約します。

様式第6号（第7条関係）

農産物特産品化支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

住 所

団体等名

代表者名 様

岬町長

年 月 日付けで申請がありました農産物特産品化支援事業補助金について、下記
のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助条件

様式第7号（第7条関係）

農産物特産品化支援事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

住 所

団体等名

代表者名 様

岬町長

年 月 日付けで申請がありました農産物特産品化支援事業計画について、下記の理由で不交付となりましたので通知します。

記

1 事業名及び事業区分

2 不交付の理由

様式第8号（第8条関係）

農産物特産品化支援事業計画変更承認申請書

年 月 日

岬町長 様

住 所

団体等名

代表者名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、次のとおり事業計画を変更したいので変更承認申請をします。

1 変更の理由

2 変更の内容（変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入する。）

様式第9号（第8条関係）

農産物特産品化支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

岬町長 様

住 所

団体等名

代表者名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、次のとおり中止（廃止）したいので中止（廃止）承認申請をします。

1 中止（廃止）の理由

2 廃止予定年月日 年 月 日

中止予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第10号（第8条関係）

農産物特産品化支援事業計画変更承認通知書

第 号
年 月 日

住 所

団体等名

代表者名 様

岬町長

年 月 日付けで申請がありました事業の変更承認申請について、下記のとおり承認することを決定しましたので通知します。

記

- 1 変更承認の内容は、当該農産物特産品化支援事業計画変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助条件等については、上記のほか農産物特産品化支援事業補助金交付決定通知書による。

様式第11号（第8条関係）

農産物特産品化支援事業中止（廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

住 所

団体等名

代表者名 様

岬町長

年 月 日付けで申請がありました事業の中止（廃止）承認申請について、事業の中止（廃止）を承認しましたので通知します。

様式第12号（第9条関係）

農産物特産品化支援事業補助金実績報告書

年 月 日

岬町長 様

住 所

団体等名

代表者名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業は、 年
月 日完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 農産物特産品化支援事業実績書（様式第13号）
- 2 事業報告資料（事業成果及び写真等）

(実績報告書添付書類)

農産物特産品化支援事業決算書

○収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
自己資金			
農産物特産品化支援事業補助金			
計			

○支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
計			

様式第14号（第10条関係）

農産物特産品化支援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

住 所

団体等名

代表者名 様

岬町長

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり農産物特産品化支援事業補助金を確定したので通知します。

記

1 事業名及び事業区分

2 補助金確定額 金 円

様式第15号（第11条関係）

農産物特産品化支援事業補助金請求書

年 月 日

岬町長 様

申請者 住 所

団体等名

代表者名

年 月 日付け 第 号をもって確定された農産物特産品化支援事業補助金
について、次のとおり請求します。

1 補助金請求額

補助金確定額 金 円

既受領額 金 円

今回請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	普通 ・ 当座
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義人は申請者と同一名義であること。

様式第16号（第12条関係）

農産物特産品化支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

岬町長 様

申請者 住 所

団体等名

代表者名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された農産物特産品化支援事業補助金について、次のとおり概算払いを請求します。

1 補助金請求額

補助金交付決定額	金	円
既 受 領 額	金	円
今 回 請 求 額	金	円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	普通 ・ 当座
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義人は申請者と同一名義であること。